

・銀行口座の開設

1. 銀行口座（外貨・人民元口座）の種類と開設条件

外貨口座の種類

中国内の企業（内資・外資企業）は、人民元・外貨口座双方の口座を開設できる。外貨口座は、用途ごとに、その種類が分けられている。

外貨経常口座（外汇账户）

経常項目の外貨の受け払い（輸出入決済、業務委託料などの非貿易項目の受け払い）に使用する外貨口座。

過去には、開設できる外貨経常口座は、原則として企業所在地に 1 口座と制限されていたが、以下の通りの規制緩和が行われ、現在では、開設できる口座数の制限はなく、また、企業所在地以外でも開設可能。

1) 一般区（非保税区）企業

「経常項目外貨口座管理政策を、更に調整することに関する通知（匯発[2002]87号）」により制限撤廃。

2) 保税区域の企業

「保税監管区域外貨管理弁法：匯発[2007]52号」により制限撤廃。

資本金口座（资本金帐户）

出資者からの資本金の払い込みを受ける為の専用口座。

残高は登録資本金額に制限されており、入金項目は、資本金の受領に限定される。

借入金口座（贷款账户）

外貨借入用の専用口座で、借入金額を上限とする。

中国の外貨管理上、借入金の用途は限定されており（中長期借入金を運用資金に使用してはいけないなどの制限がある）、当該口座の支出も、借入金用途に応じる事になる。

借入金返済口座（还贷账户）

外貨借入金の返済資金を入金するための口座。

この口座への入金、外貨経常口座内の自己保有外貨からの振替が主となるが、外貨管理局の許可を受ければ、人民元で購入した外貨を預け入れる事もできる（外貨借入金返済の為の外貨購入は、原則として禁止）。

外資企業と内資企業の外貨口座開設ルール

以前は、内資企業と外資企業では、異なる外貨口座開設・外貨保有ルールが適用されていたが、2002年の「経常項目外貨口座管理政策を、更に調整することに関する通知（匯発[2002]87号）」の施行により、運用が統一されている。

この通知では、幾つか規制緩和が行われているが、重要な内容は、以下の通り。

- ・内資企業の外貨口座開設条件の緩和
- ・外資企業・内資企業の外貨保有限度額の統一

